

宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見に関するもの以外で変更した箇所

該当条文	変更前	変更後	考え方
条例名	宇治市自転車の安全利用を促進する条例	宇治市自転車の安全な利用を促進する条例	こちらの表現の方が適当であると判断しました。
第1条	世界遺産の宇治上神社や平等院を始め宇治川周辺の重要文化的景観を有する宇治	世界遺産の宇治上神社や平等院、宇治川周辺の重要文化的景観等を有する宇治	こちらの表現の方が読みやすく適当であると判断しました。
第1条	市民はもとより宇治を訪れる観光客や全ての人々	市民はもとより観光客等宇治を訪れる全ての人々	こちらの表現の方が対象がより明確になり、適当であると判断しました。
第1条	市、自転車を利用する者、関係事業者等のそれぞれの責務と役割の下、	市、自転車を利用する者、関係事業者、市民等のそれぞれの責務と役割を明らかにし、	こちらの表現の方が読みやすく適当であると判断しました。
第1条	自転車の利用及び活用の推進を目的とする。	自転車の利用を促進することを目的とする。	条例の名称に合わせて文言を変更し、また、こちらの表現の方が読みやすく適当であると判断しました。
第2条第1号	道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)	道路交通法(昭和35年法律第105号)	法規上の文言として、こちらの表現の方が適当であると判断しました。
第2条第3号	学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)	学校教育法(昭和22年法律第26号)	法規上の文言として、こちらの表現の方が適当であると判断しました。
第2条第4号	市民及び自転車利用者等をいう。	市民及び本市において自転車を利用する者(市民を除く。)をいう。	法規上の文言として、こちらの表現の方が適当であると判断しました。
第2条第5号	宇治交通安全協会、自治会	宇治市交通安全対策協議会、宇治交通安全協会	全ての自治会が交通安全の活動に関わる団体とは言えないため、こちらの表現の方が適当であると判断しました。
第3条第2項	市民、関係事業者、教育機関、関係団体等の意識の啓発及び自主的な活動の支援	市民の意識の啓発並びに関係事業者、教育機関及び関係団体等の自主的な活動の支援	法規上の文言として、こちらの表現の方が適当であると判断しました。

宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見に関するもの以外で変更した箇所

該当条文	変更前	変更後	考え方
第3条第3項	道路環境の整備	自転車に係る利用環境の整備	より適当な表現であると判断しました。
第4条見出し	(自転車利用者の責務)	(自転車を利用する者の責務)	第1条中の「自転車を利用する者」という表現に合わせました。
第4条	自転車利用者	自転車を利用する者	第1条中の「自転車を利用する者」という表現に合わせました。
第4条	その他の法令の規定を遵守し安全な利用に	その他の法令の規定を遵守し、安全な利用に	法規上の文言として、こちらの表現の方が適当であると判断しました。
第5条第1項	走行	利用	より適当な表現であると判断しました。
第5条第2項	公安委員会	警察	より適当な表現であると判断しました。
第7条第1項	学校	教育機関	より適当な表現であると判断しました。
第7条第3項	児童	子	より適当な表現であると判断しました。
第7条第3項	支援を行う	支援に努める	より適当な表現であると判断しました。
第7条第4項	自転車交通安全教育の実施に努める	自転車交通安全教育を実施するよう努める	より適当な表現であると判断しました。
第7条第6項	自転車利用者	自転車を利用する者	第1条中の「自転車を利用する者」という表現に合わせました。